

## 特定地域経済活性化対策実施要綱

### 第1 趣旨

我が国経済は、これまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は、緩やかな回復を続けている。

企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれる。

そのような中で地域経済は、産業構成や輸出競争力の違い等を背景として地域間の回復力にばらつきがみられ、地域によっては依然として、地域産業の衰退、それによる雇用悪化の懸念、中心市街地の空洞化等の厳しい状況に直面している。

このため、全国的に地域経済活性化のための多様な取組が推進されているものの、なお多くの地域において、人材面、制度面、資金面等、様々な制約により取組が進まず、地域間格差の是正は十分には進んでいない状況にある。

このような状況の下で、雇用情勢を改善し、活力ある安定的な地域経済基盤の確立を通じて、地域社会の発展を図ることは、地方公共団体にとってますます重要な課題となっている。

このため、従来の地域経済活性化のための諸施策の成果と問題点を踏まえつつ、地域経済活性化のための新たな対策の推進を図るものとする。

### 第2 特定地域経済活性化対策の内容

特定地域経済活性化対策は、地方公共団体が中心となって、地域における人材、資金、技術及び知識といった経済資源を活用し、創意工夫に基づく自発的な経済振興施策を、広域的かつ総合的に推進することにより、地域経済の活性化を図るとともに、人材の育成、技術力の向上等将来にわたる地域経済発展の基盤づくりを進めるものとする。

特定地域経済活性化対策の実施に当たっては、都道府県及び関係市町村が十分な連携を図り、地域により異なる経済構造・雇用情勢の変化の度合いなど地域の実情・特性を踏まえた地域経済活性化のための目標を設定した上で、そのための戦略

を樹立するものとする。その際、ソフト施策の展開、民間資金の導入等民間部門の適切な活用に十分配慮するものとする。

なお、地域経済活性化のための目標の設定に際しては、研究開発機能の充実、地域産業構造の多様化・高度化等、当該地域の経済活性化のため最も有効かつ適切な方向付けを明確に行うとともに、それを支える人材と技術を組織的に育成することにも重点を置くものとする。

さらに、地域経済活性化は、産業の振興だけで達成されるものではなく、文化、教育、福祉及び国際化といった地域づくりに関する幅広い分野と密接に関連しているところから、これらの分野との連携にも留意すること。

### 第3 特定地域経済活性化対策推進地域

#### 1 特定地域経済活性化対策推進地域の選定

都道府県は、地域経済の現状にかんがみ、特に地域経済活性化のための施策を推進する必要があると認められる地域で2に定める要件に該当するものを、総務省と協議の上、特定地域経済活性化対策推進地域（以下「推進地域」という。）として選定するものとする。この場合において、都道府県は、あらかじめ関係市町村と協議するものとする。

なお、推進地域の区域は、原則として「広域行政圏計画策定要綱」（平成14年4月26日付け総行市第78号総務事務次官通知）に定める広域行政圏又は広域的市町村の区域（政令指定都市の区域を除く。）とする。

#### 2 推進地域の選定要件

1に定める推進地域は、次のいずれかの要件に該当する地域とする。

##### (1) 事業所集積型

相当数又は相当規模の事業所が減少する等地域の経済活動が縮小傾向にあり、事業所数の増加や事業規模の拡大が必要と認められる地域

##### (2) 特定産業依存地域活性化型

特定の産業業種への依存度が高く、その不振が地域経済全体に深刻な影響を与えているか、又は与える恐れがあり、当該産業業種の活性化若しくは地

域の産業構造の多様化が必要と認められる地域

(3) 地域雇用創造型

就業者数の減少、求人不足等雇用情勢が低迷しており、雇用の創造が必要と認められる地域

(4) 独創的事業推進型

地域の人材、技術、情報、資源等を活用し、創意工夫を凝らした地域経済再生のための施策を積極的に実施し、その効果が着実に見込まれる地域

3 推進地域として対策が実施される期間

推進地域として対策が実施される期間は、第4の1に基づき当該推進地域が定める特定地域経済活性化計画の期間とし、原則として3年間とする。

4 推進地域の区域の変更

推進地域を構成する市町村の合併等により、推進地域の区域の変更を行うときは、都道府県は関係市町村と協議し、選定要件等を確認の上、変更の可否を決定し、総務省に報告するものとする。

5 推進地域を構成する市町村が、異なる広域行政圏に属する市町村と合併する場合の特例

- (1) 合併市町村が、引き続き推進地域を構成する広域行政圏に属する場合で、要件に係る協議によって合併市町村を推進地域に含めることができない場合であっても、特定地域経済活性化計画の実施期間中に限り合併市町村のうち旧推進地域のみを推進地域とみなすことができるものとする。
- (2) 合併市町村が、合併により推進地域を構成する広域行政圏と異なる広域行政圏に属する場合であっても、特定地域経済活性化計画の実施期間中に限り合併市町村のうち旧推進地域のみを推進地域とみなすことができるものとする。

第4 特定地域経済活性化計画

1 特定地域経済活性化計画の策定

推進地域に係る特定地域経済活性化計画（以下「活性化計画」という。）は、

別途定める特定地域経済活性化計画策定指針に基づき、都道府県及び関係市町村が共同で策定するものとする。

## 2 活性化計画の期間

活性化計画の計画期間は、原則として3年間とする。

なお、活性化計画の進捗状況からみて、都道府県が特に必要と認める地域については、総務省と協議の上、現行の計画期間を1年間延長し、当初の終了予定年度の翌年度においても継続することができるものとする。ただし、関係市町村の合併を理由とする計画期間の延長は認められないものとする。

## 3 活性化計画の変更

第3の4による推進地域の区域の変更により、活性化計画を変更する必要性が生じたときは、1に準じて速やかに変更を行うものとする。

# 第5 推進体制

地域経済活性化のための施策の推進に当たっては、都道府県及び関係市町村間並びに各地方公共団体内の総務・企画部門、産業振興部門及び労働担当部門間の連絡調整に十分努めるとともに、地域の持つノウハウ、資源等を活用するため、学識経験者、企業、金融機関、商工団体、農協等の農林漁業関連団体、地域の大学等の研究機関、NPO（民間非営利組織）等地域の幅広い人材の参加及び役割分担により、活性化計画の策定及び事業の推進のための組織づくりを図るものとする。

各実施主体は、相互に有機的な連携のとれた施策を推し進めていくことにより計画遂行の効率を高めることとする。特に都道府県においては、地域を構成する各市町村の施策を、連携がとれ、かつ、地域の実情に合ったものとし、互いに相乗効果を生むようにするための総合調整を図る役割を担うこととする。

また、必要に応じて、地域外の人材、技術、ノウハウ等の有効な活用を図るものとする。

# 第6 行財政上の措置

## 1 地方公共団体が実施する事業に対する措置

総務省は、活性化計画の策定及び同計画に基づき実施される諸施策の円滑な実施に資するため、所要の情報提供等協力を行うとともに、地方公共団体が同計画に基づき実施する事業について、地域活性化事業債の対象とし、事業の実施に係る財政需要について、既存の財政措置、事業の内容等を勘案し、適切な配慮をするものとする。

## 2 第3セクター又は民間部門が実施する事業に対する措置

総務省は、地域経済活性化のための施策の推進に当たり、第3セクター又は民間部門が実施する事業について、地域総合整備資金貸付による支援を行うとともに、日本政策投資銀行に対し、長期低利の融資等特別の優遇措置について配慮を要請し、また、地方公共団体に対し、これらの資金について情報の提供を行うものとする。

関係地方公共団体は、これらの点に十分留意しつつ、地域経済活性化のための施策の推進に努めるものとする。

## 第7 地域経済活性化対策推進地域の取扱い

本要綱の規定は、改正前の地域経済活性化対策実施要綱第3の1の規定により平成16年度及び平成17年度に選定された、地域経済活性化対策推進地域についても適用するものとする。